

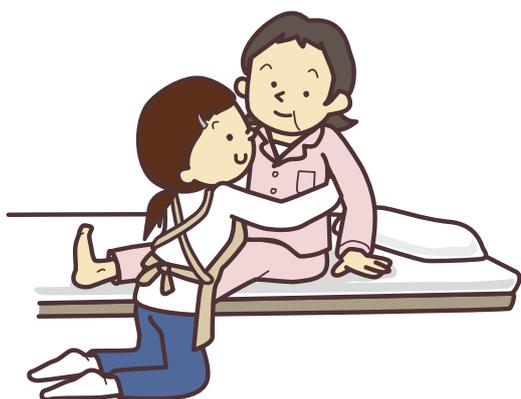
キーワード

障がい者

障がい福祉サービスが10月から変わります



利用の目的に応じてサービス体系を再編



障がいのある方が、地域で自立した生活を送ることを目指す「障害者自立支援法」が施行されました。

四月には、サービスにかかる費用を、収入に応じた負担から利用料の一割負担へ変更。十月からは、障がいのある方が地域の中で暮らしやすくなることに重点を置いたサービス内容に変更し、就労支援や地域での活動の場を増やすなど、サービスの充実に努めます。

十月以降も引き続きサービスを受けるには、改めて申請が必要となります。詳しくは五月以降に順次お送りする通知をご覧ください。

936 **詳細** 障がい福祉課 ☎(21)2

障害者自立支援法で何が変わったの？

4月

- ・「身体」「知的」「精神」という障がいの種類による区別をなくし、受け付け窓口を一本化。
- ・サービスにかかる費用を、収入に応じた負担から、1割自己負担へ変更。
(収入額に応じた減免制度があります。詳しくはお問い合わせください)

10月

- ・サービス内容を、ホームヘルプなどの「介護」と、就労や日常生活能力の向上など自立に向けた「訓練」の2つに分類。
- ・「介護」を目的としたサービスを受ける際は、障害程度区分の認定が必要。

区役所保健福祉課で配布するパンフレットかホームページ www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien に詳しい内容を掲載しています。

介護を目的としたサービスを利用するには？

現在、サービスを利用している方（施設サービス、グループホーム利用者を除く）には、5月以降順次連絡します。

また、これから初めてサービスを受ける方は申請が必要となりますので、区役所（1階）へお問い合わせの上、手続きしてください。



サービス利用までの流れ

申請 お住まいの区の区役所保健福祉課に申請します



訪問調査 市職員がご家庭を訪問し、日常生活や障がいの状況に関する調査をします



審査 医療、福祉などの専門家で構成する審査会が、**障害程度区分**を認定します



支給決定 認定結果と利用者の意向に基づき支給内容を決定し、受給者証が交付されます



サービス利用 事業者と新たに契約し、10月から新体系のサービスが受けられます

障害程度区分とは？

サービスの必要性を明らかにする指標で、区分1～6の6段階に分類されます。